

質問書に対する回答

上信越自動車道 高岩山トンネル照明設備改修工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1	特記仕様書及び金抜設計書	金抜設計書の内訳書において、【浅間山トンネル（上り線）ケーブルラック工事】・【浅間山トンネル（下り線）ケーブルラック工事】・【入山トンネル（上り線）ケーブルラック工事】・【入山トンネル（下り線）ケーブルラック工事】の各工事に【交通規制工事線規制（1km以下）】との記載がありますが、特記仕様書に当該トンネルが作業場所の規制作業要領図がありません。規制作業要領図についてご教示願います。	浅間山トンネル（上り線）（下り線）および入山トンネル（上り線）（下り線）については、特記仕様書の35ページ「80km区間走行車線規制」、36ページ「80km区間追越車線規制」が該当となります。なお、連続トンネルなど特殊な規制形態となる場合のみ、特記仕様書の規制作業要領図にトンネル名を記載しています。
2	特記仕様書及び金抜設計書	金抜設計書の内訳書において、【太郎山トンネル（上り線）ケーブルラック工事】に【交通規制工事線規制（5km以下）110回】との記載があり、特記仕様書に当該トンネルが作業場所の規制作業要領図が走行車線規制・追越車線規制とも2パターンの記載があります。どのような場合に規制パターンが変わるのかご教示願います。又は、各パターンの規制回数をご教示願います。	太郎山トンネル（上り線）走行車線規制について、入口坑口から100.5KPの間のみでの作業の場合は特記仕様書の49ページ「太郎山TN上り線 走行車線規制」、それ以外の場合は51ページ「太郎山TN上り線 走行車線規制」となります。太郎山トンネル（上り線）追越車線規制についても同様に、それぞれ特記仕様書の50ページ「太郎山TN上り線 追越車線規制」、52ページ「太郎山TN上り線 追越車線規制」となります。又、各パターンの規制回数は、貴社の施工計画によりお考えください。
3	特記仕様書及び金抜設計書	金抜設計書の内訳書において、【大久保トンネル（上り線）ケーブルラック工事】・【山口トンネル（上り線）ケーブルラック工事】の各工事に【交通規制工事線規制（5km以下）】との記載がありますが、特記仕様書の規制作業要領図の作業場所は【大久保・山口・太郎山TN上り線】となっております。この規制作業要領図は大久保トンネル・山口トンネルの各車線規制において共通と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりです。